

刈谷市総合評価落札方式取扱要領の運用

(対象工事の選定)

第1条 要領第2条の工事は、原則、予定価格5千万円以上（ただし、建築一式工事は1億円以上とする。）の工事とし、次条に規定する工事の特性を考慮し、選定するものとする。

(総合評価落札方式の選定)

第2条 総合評価落札方式の実施に当たり、次に掲げる型式から当該工事の特性（規模、工事内容、技術的な工夫の余地等）に応じて適切な型式を選定するものとする。

- (1) 特別簡易型は、技術的な工夫の余地が小さく、かつ、小規模な工事に適用し、施工の確実性を確保するために、企業及び配置予定技術者の同種及び類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力、企業の社会活動等の評価項目並びに入札価格を総合的に評価するものとする。
- (2) 簡易型は、技術的な工夫の余地が小さい工事に適用し、施工の確実性を確保するために、簡易な施工計画、企業及び配置予定技術者の同種及び類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力、企業の社会活動等の評価項目並びに入札価格を総合的に評価するものとする。
- (3) 標準型は、技術的な工夫の余地が大きい工事に適用し、発注者の求める工事内容を実現するために、環境の維持及び交通の確保、特別な安全対策等の観点から施工計画の提出（技術提案）を求め、評価項目と入札価格を総合的に評価するものとする。

(総合評価審査委員会)

第3条 刈谷市総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）の委員長は、総務部長をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を総理する。
- 3 委員長は、行政委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の半数以上を持って決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。
- 5 学識委員は、任期を2年とし、市長が委嘱するものとする。ただし、再任

は妨げない。

- 6 学識委員が任期の途中で辞任、退任等により交代した場合は、後任の学識委員の任期は、前任者の任期の残りの期間とする。
- 7 要領第3条第6項に規定する場合のほか、あらかじめその学識委員が指名する者が代理することができるものとする。

附 則

この運用は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和7年4月1日から施行する。